

令和6年度事業計画

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月31日

法人会の理念「法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である」の下、税を中心とした活動を広く展開して法人会活動の周知と発展に努め、地域社会への貢献を目指します。

また、会活動の更なる活性化のため会員の増強および会財政基盤の安定化に一層の力を注いで、税のオピニオンリーダーとしての役割を果たしつつ、公益社団法人坂出法人会として、社会に貢献できる法人会活動の実現に努めます。

重点事項

1. 広く税知識の普及と税の啓発活動の推進
2. e-Tax・eLTAXの普及促進、消費税期限内納付推進運動、インボイス制度・ダイレクト納付の周知
3. 令和7年度税制改正に関する提言活動
4. 自主点検チェックシート・法人会アンケート調査システム・健康経営プロジェクトの推進
5. 税制税務に関する情報収集と周知・提供
6. 租税教育活動の推進（租税教室講師派遣・税に関する絵はがきコンクール・税金クイズ等）
7. 地域企業・地域社会の発展に貢献するための事業の実施
8. 会員の交流に資するための事業の実施
9. 福利厚生制度の推進

主な事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業
 - (1) 決算・改正税法研修会
法人の決算及び改正税法について、税法上の留意点と適正な申告を目的として、坂出税務署法人課税部門担当官による研修会を開催します。
 - (2) 租税教室
坂出税務署管内の小学6年生を対象に、税の大切さを理解してもらうことを目的に国税庁作成のDVDを使用して実施します。講師は、女性部会・青年部会の役員等が務めます。
 - (3) 税制講演会
税制・税法についての知識の普及を目的として、著名な講師を迎えて「税を考える週間」中に開催します。

(4) 税務研修会

事業運営をスムーズにすることを目的に、さまざまな税務についてのセミナーを開催します。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 地域イベント参加型税金クイズ

「税の啓発」を図ることを目的として、一般の人を対象に青年部会が実施します。イベント会場に「税金クイズ」のブースを設け実施します。

(2) 税の街頭宣伝活動

「税を考える週間」中に一般の人を対象に、納税意識の啓発を促すことを目的に、税の啓発広報チラシやポケットティッシュ等を封入した物を配布します。

(3) 税に関する絵ハガキコンクール

坂出税務署管内の小学6年生を対象に女性部会が実施します。目的は、「税の大切さ」・「税の果たす役割」を「絵ハガキ」にすることで、税に対する理解を深めてもらうことです。

(4) ホームページ・会報誌等による税情報の発信

税の啓発を目的として、会報「さかいで」年2回発行・配布、機関誌「ほうじん」年4回配布を通じて、広く税情報を発信します。

3. 税制及び税務に関する調査研究と提言に関する事業

(1) 令和7年度税制改正に関する提言事項の取りまとめ

(2) 坂出税務署管内の首長・議長に令和7年度税制改正に関する提言書を提出します。

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) ビジネスコミュニケーション（異業種交流）

中小企業者の相互啓発を図るとともに、情報交流を図ることを目的に開催します。講師は、多分野から選択し、適宜な情報交流に努めます。

(2) 無料相談会

地域企業を支援する目的で、社会保険労務士や弁護士等による無料相談会を実施します。

(3) インターネット配信講座

県連が契約している株イーブレンからホームページに掲載し、24時間誰でも広く受講できる機会を設けます。

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 新春講演会

一般の人を対象に自己啓発を目的に、分野を問わず著名な講師を招へいし開催します。

(2) 地域イベント支援

宇多津町・宇多津町観光協会が企画したイベントを支援します。

(3) 奉仕活動

女性部会が、地域の環境保護と美化を目的として「浜街道」歩道のごみ拾いをします。

(4) 地域社会並びに地域住民のための環境整備

坂出税務署管内の市町において地域住民のための環境整備を実施します。

(5) 公共施設（図書館）への図書への寄贈

市立大橋記念図書館が実施している起業家支援に協賛し、起業家向けの図書を寄贈します。

6. 会員の交流に資するための事業

(1) 理事、監事、委員等の懇談会

当会の運営に携わっている役員委員が、事業計画遂行に向けて意思統一並びに交流を図ることを目的に開催します。

(2) 支部、委員会等の事業報告・交流会

各支部、委員会において、当会の組織関係、福利厚生制度関係等について協議を行い、研修や旅行等を実施し、会員の親睦交流を図ることを目的に実施します。

(3) 青年・女性部会の事業報告・交流会

部会において、親会並びに部会の組織関係、福利厚生制度関係等について協議を行い、併せて研修や旅行等を実施し、部会員の親睦交流を図ることを目的に実施します。

7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 四国税理士会、間税会等の納税協力団体と連携し、納税意識の高揚と税の啓蒙に努めます。

(2) 会員増強運動

会員増強月間（9月～12月）を中心に会員増強運動を実施します。

(3) 諸会議

第12回通常総会（6月）、委員会（総務・組織・税制・広報・研修・厚生）

監査会（4月）、理事会（年3～4回）、支部・部会役員会、報告会

(4) その他関連機関（全法連、四法連、県連）の開催行事に参加